

桜井市制施行 70 周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桜井市制施行 70 周年記念冠事業(以下「冠事業」という。)を本市以外の者が実施する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称)

第 2 条 冠の名称は、「桜井市制施行 70 周年記念事業」とする。

(対象事業)

第 3 条 冠事業の対象となる事業は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間に、市民、各種団体、企業等が桜井市制施行 70 周年を記念して実施するイベント事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、冠事業の対象としない。

- (1) 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがある事業
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業
- (4) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号の暴力団をいう。)又は暴力団員(法第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。)と関係する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(申請)

第 4 条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、桜井市制施行 70 周年記念冠事業承認申請書(第 1 号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が実施する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(承認)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、桜井市制施行 70 周年記念冠事業承認(不承認)決定通知書(第 2 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支援内容)

第 6 条 前条の規定により冠事業の承認を受けた者(以下「冠事業実施者」とい

う。)は、次の支援を受けることができる。

- (1) 「桜井市制施行 70 周年記念事業」の名義使用
- (2) 本市が有する広報、ホームページ等の広報媒体による事業のPR

2 前項の支援にかかる費用は、無償とする。

(変更又は中止の申請等)

第 7 条 冠事業実施者が、承認された内容を変更又は中止しようとするときは、直ちに桜井市制施行 70 周年記念冠事業変更等承認申請書(第 3 号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、桜井市制施行 70 周年記念冠事業変更等承認(不承認)決定通知書(第 4 号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第 8 条 市長は、冠事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、桜井市制施行 70 周年記念冠事業承認取消通知書(第 5 号様式)により、冠事業実施者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により承認を取り消したときは、当該冠事業実施者に対して、当該冠事業により作成した物品等の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第 9 条 市長は、前条の規定により冠事業実施者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 冠事業実施者が、冠事業の実施によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第 10 条 冠事業実施者が第 4 条で規定する支援を受けられる期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中、市長が承認した期間とする。

(実施報告)

第 11 条 冠事業実施者は、事業の終了後 30 日以内に桜井市制施行 70 周年記念冠事業実施報告書(第 6 号様式)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 冠事業に関する事務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認した冠事業に係るこの要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

桜井市制施行70周年記念冠事業承認申請書

(宛先) 桜井市長

申請者 団体名
住 所
代表者名

冠事業の承認を、桜井市制施行70周年記念冠事業取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、承認結果及び名義使用等において発生した損失にかかる補償、事業中の事故、災害等にかかる責任について、桜井市に一切の要求はいたしません。

事業名 (事業・イベント等)	
希望する支援内容 (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 「桜井市制施行70周年記念事業」の名義使用 <input type="checkbox"/> 市が有する広報媒体による事業のPR
支援内容 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用媒体等 (印刷物、商品等：数量も記入)	
連絡先 (担当者、電話番号)	担当者名： 電話番号：

注) 次の資料を添付してください。

- (1) 事業の企画書
- (2) 使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書

第 2 号様式(第 5 条関係)

第 年 月 日 号

様

桜井市長

印

桜井市制施行 70 周年記念冠事業承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり承認(不承認)したので、桜井市制施行 70 周年記念冠事業取扱要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

1 承認・不承認の別 (不承認の場合はその理由を併記する。)

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

桜井市制施行70周年記念冠事業変更等承認申請書

(宛先) 桜井市長

申請者 団体名
住 所
代表者名

桜井市から承認を受けた冠事業について、事業を変更(中止)したいので桜井市制施行70周年記念冠事業取扱要綱第7条の規定に基づき申請します。

1 事業名

2 変更(中止)の理由

3 変更後の事業内容

第4号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

桜井市長

印

桜井市制施行70周年記念冠事業変更等承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり変更・廃止することを承認(不承認)したので、桜井市制施行70周年記念冠事業取扱要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請の区分 変更 ・ 中止
- 2 承認・不承認の別 (不承認の場合はその理由を併記する。)

第 5 号様式(第 8 条関係)

第 年 月 日 号

様

桜井市長

印

桜井市制施行 70 周年記念冠事業承認取消通知書

年 月 日付第 号で承認のあったこのことについて、桜井市制施行 70 周年記念冠事業取扱要綱第 8 条の規定に基づき、下記により通知します。

記

1 事業名

2 承認取消しの理由

第 6 号様式(第 11 条関係)

年 月 日

桜井市制施行 70 周年記念冠事業実施報告書

(宛先) 桜井市長

申請者
団体名
住 所
代表者名

桜井市から承認を受けて実施した冠事業は、次のとおり終了したので、桜井市制施行 70 周年記念冠事業取扱要綱第 11 条の規定に基づき報告します。

事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
印刷物、商品等 使用数量	
参加人数 (事業、イベント等)	
事業等の成果	

※ 記録写真等を添付してください。